（共生型居宅サービス事業者の特例に係るサービスの種類）

第百三十条の二　法第七十二条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、短期入所生活介護とする。

第百三十条の三　通所介護について法第七十二条の二第一項の厚生労働省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。第百三十一条の十一の七において同じ。）及び放課後等デイサービス（同法第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。第百三十一条の十一の七において同じ。）とする。

第百三十条の四　法第七十二条の二第一項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスの種類は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一　訪問介護　居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護をいう。）及び重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）

二　通所介護　生活介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護をいう。第百三十一条の十一の八及び第百七十条において同じ。）及び自立訓練（同法第五条第十二項に規定する自立訓練をいう。第百三十一条の十一の八において同じ。）とする。

三　短期入所生活介護　短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所をいう。第百四十条の十七の五において同じ。）

（共生型居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第百三十条の五　法第七十二条の二第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一　当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業所の管理者の氏名及び住所

二　当該申出に係る居宅サービスの種類

三　前号に係る居宅サービスについて法第七十二条の二第一項に規定する特例による指定を不要とする旨

（指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十一条　指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　訪問入浴介護　第百十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三　訪問看護　第百十六条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

四　訪問リハビリテーション　第百十七条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五　居宅療養管理指導　第百十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十一条　指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　訪問入浴介護　第百十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

三　訪問看護　第百十六条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

四　訪問リハビリテーション　第百十七条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

五　居宅療養管理指導　第百十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項